

## 航法システム研究会 運営申合せ

第1条 公益社団法人日本航海学会（以下学会という）細則第16条の3項に基づく航法システム研究会（以下本会という）の運営は、学会研究会規定に定めるほか、この申合せによる。

第2条 本会は、下記の事項に関する調査、試験および研究を行うことを目的とする。

- (1) 航法の安全および能率に関する事項
- (2) 航法システムの精度評価および最適化に関する事項
- (3) 航法のためのセンサの評価および開発に関する事項
- (4) 航法に関する情報の抽出および処理に関する事項
- (5) その他航法の改善または開発のために必要な事項

第3条 本会には、学会研究会規則に基づき次の役員を置く。会長：1名、幹事（主担当）：1名、幹事（編集担当）：1名、幹事（情報担当）：1名

- 2 役員は運営委員の互選により選出する。ただし、役員は正会員とする。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は1回限りとする。
- 4 本会に顧問を置くことができる。

第4条 本会に研究運営委員会（以下委員会という）を置く。

- 2 委員会は、本会に入会した正会員の中から選出された委員、および研究会長が認めた委員で構成し、本会の運営に関する事項を審議する。
- 3 研究会長は委員長となり、幹事は、委員長を補佐する。

第5条 本会は原則として研究発表会を年2回開催し、公開する。講演予稿集に掲載され研究発表会で発表された論文（以下講演番号付論文という）は、発表後1年以内に学会論文集に投稿できる。ただし、講演番号付論文以外の発表は学会既発表事項としては取り扱わない。

第6条 本会の運営のための財政は、学会から支出される研究会費によって賄い、その管理は会長と幹事が執り行う。

第7条 本会には委員会の決定により分科会を設けることができる。分科会には、分科会長および分科会幹事を置く。

第8条 本会は、第5条および第7条に規定する研究発表会および分科会のほか、委員会に諮って、第2条の目的達成のためその他の事項を行うことができる。

付則 この申し合わせは、平成28年 4月 1日より適用する。

以上